

新座市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 8 年 10 月 13 日

新座市長 並 木 傑



新座市規則第 31 号

新座市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の一部を改正
する規則

新座市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成15年新座市規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（粗大ごみ処理手数料） 第4条 〔略〕 2 粗大ごみ処理手数料は、粗大ごみの排出前に新座市粗大ごみシールの交付と引換えに徴収する。この場合において、新座市粗大ごみシールの交付を受けた者は、当該新座市粗大ごみシールを排出しようとする粗大ごみに貼<u>り付けなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、粗大ごみ処理手数料は、電子情報処理組織（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と粗大ごみを排出しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により徴収することができる。この場合において、当該方法により粗大ごみ処理手数料を徴収したときは、新座市粗大ごみシールの交付を省略するものとし、当該粗大ごみ処理手数料を納付した者は、市が指定する事項を記載した任意の用紙を排出しようとする粗大ごみに貼</u>り付けなければならない。</p>	<p>（粗大ごみ処理手数料） 第4条 〔略〕 2 粗大ごみ処理手数料は、粗大ごみの排出前に新座市粗大ごみシールの交付と引換えに徴収する。この場合において、新座市粗大ごみシールの交付を受けた者は、当該新座市粗大ごみシールを排出しようとする粗大ごみに<u>はり付けなければならない。</u></p>

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 1 2 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の新座市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第 4 条第 3 項の規定は、この規則の施行の日以後に新座市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 1 5 年新座市条例第 2 4 号）第 7 条第 3 項の規定による届出を受ける粗大ごみの処理に係る手数料について適用し、同日前に同項の規定による届出を受けた粗大ごみの処理に係る手数料については、なお従前の例による。